

《個別の実施・検討事項の実施年度の示し方》

「第3 取組課題への対応方針、見直しの視点及び実施・検討事項」に掲げる個別の実施・検討事項については、次の考え方により、「平成16年度までに実施・着手する事項」と「平成20年度までに検討・実施する事項」とに分類して整理しています。

1【平成16年度までに実施・着手する事項】

平成14年度から16年度までの間に具体策を実施・着手していく事項をであり、原則として、その実施年度を()で示しています(平成14年度以降、継続して取り組むものは、「(毎年度)」と記載)。

なお、「 年度以降、.....する。」と記載されている事項は、見直し対象・内容が複数存在し順次実施していくもの、又は、実施時期が現時点では明確にできないものです。

2【平成20年度までに検討・実施する事項】

平成20年度までに検討・実施する事項であり、おおむね次のように整理しています。

- ・「 年度までに検討する。」と記載されている事項
年度中までに実施方策の検討を行い、検討結果に基づきその翌年度以降実施に移していくもの
- ・年度が明示されていない事項
現時点では実施時期を明記できないもの
- ・実施年度を()で記載している事項
終期又は実施・着手時期が、明らかに平成17年度以降であるもの